

第3章 計画の基本的な考え方【障がい者福祉計画】

1 基本理念

**自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち
さかいで**

本計画は、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することで、「自分らしく」暮らすことのできる社会を実現するため、本市が取り組むべき障がい者福祉施策の方向性を定めるものです。

平成28年に厚生労働省が「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を公表し、障がい者福祉の分野にもその理念が取り入れられつつありますが、アンケート調査によると、地域共生社会が進んでいると評価している人は少なく、「前進していると感じない」人が過半数となっています。

本計画を推進するにあたり、本市が全庁的に取り組んでいる「健やかに」「幸せに」暮らせる「健幸のまちづくり」の考えを念頭に置くとともに、誰もが、どこでも誰とでも「自分らしく」生活するための選択の機会が確保され、障がい者が地域社会において他の人びとと共生することを妨げられないこと、また障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会を創造していくことが「地域共生社会の実現」につながることから、誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境整備に一層取り組んでいかなければならないと考えています。

本計画では、これらのことを総合的に勘案し、「自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで」を基本理念とします。

2 基本目標

(1) 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」過ごす～

アンケートでは、「自由時間の過ごし方」について、障がいの特性にもよりますが、多くの項目で実際の過ごし方と希望する過ごし方の間に少なからず差異がありました（P 28・図表8）。

日常的にさまざまな支援が必要な障がい者は、支援制度の枠により生活に制約を受けがちではありますが、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。

(2) 障がい特性等に応じた切れ目のない支援

～ずっと「住み慣れた地域で」過ごす～

アンケートでは、「相談時に困ること」として、「どこに相談したらいいかわからない」という意見が多く（P 39・図表25）、「障がい者が住みよいまちづくりに必要なこと」として「相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」を求める意見がありました（P 46・図表38）。

障がい者やその家族に対し、ライフステージ、障がい特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(3) 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」過ごす～

本市においても、災害時要配慮者への支援が課題になっていますが、要支援者の把握や避難先での配慮はもちろんのこと、地域住民の理解や協力体制は重要です。

アンケートでは、「自力で避難できるか」について約35%が「できない」、「災害発生時に周囲の人に知らせられるか」について約3割のかたが「できない」と回答しています（P 45・図表36）。また、「災害時に近所に助けてくれる人がいるか」については、「いない」または「わからない」かたが全体の約7割を占め、前回（平成26年度）よりも増えています（P 46・図表37）。さらに、「近所に頼りたいこと」として、「特にない」との回答が多いものの、「緊急時の連絡」や「安否確認・見守り」を求める声もありました（P 44・図表34）。

民生児童委員，ボランティア，障がい者団体，社会福祉協議会等の福祉を担うさまざまな団体・組織が互いに連携し，活動を促すなどして，障がい者の生活を支え，自立を促すことにつながる取り組みを推進するとともに，隣近所の助け合いをはじめとした「互助の体制」の形成を図ります。

(4) 社会的障壁の除去および合理的配慮の普及

市民や事業者等に障がいや障がい者に対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守ります。

また、合理的配慮とは、障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のことをいいます。障害者差別解消法における合理的配慮は、障がい者やその家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担がないものとされています。

アンケート調査によると、障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」人は約7%、合理的配慮の「内容を知っている」人は約5%にとどまっており（P40・図表28）、障害者差別解消法の施行から4年経っても障害者差別解消法並びに合理的配慮の普及が十分に進んでいないのが現状です。

このため、地域における障がい理解・差別解消を促進するために、障害者差別解消法や合理的配慮の普及に向けて具体例を提示するなど、啓発や理解促進に努めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の展開
自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる 健幸のまち さかいで	1 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」すごす～	1 理解と交流の促進 (1) 啓発・広報活動の推進 (2) 交流・ふれあいの居場所づくり (3) 互助の取り組みの推進 (4) 生涯学習(文化、スポーツ等)の振興
		2 保健・医療の推進 (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 (2) 保健・医療・介護・福祉の連携 (3) 精神保健福祉対策の推進
	2 障がい特性等に応じた切れ目のない支援 ～ずっと「住み慣れた地域で」すごす～	3 療育・教育の充実 (1) 早期療育体制の構築 (2) 特別支援教育の充実 (3) 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築
		4 自立した生活支援の推進 (1) 障がい福祉サービス等の充実 (2) 障がい児支援の充実 (3) 地域生活移行・定着の促進 (4) 経済的な支援
	3 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」すごす～	5 雇用・就業支援の推進 (1) 障がい者雇用の促進 (2) 総合的な雇用・就業支援施策の推進 (3) 福祉的就労の支援
		6 安全・安心な生活環境の整備 (1) 住まいの場の確保 (2) 移動手段の充実 (3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 (4) 防災対策の推進 (5) 救急・交通安全対策の推進
	4 社会的障壁の除去および合理的配慮の推進	7 情報提供・相談支援体制の充実 (1) 障がい特性に応じた情報提供の推進 (2) 相談支援体制の整備
		8 差別の解消および権利擁護の推進 (1) 差別解消の推進と合理的配慮の普及 (2) 虐待の防止 (3) 権利擁護の推進